

平成 21 年 7 月 15 日

次世代育成支援対策推進法に基づく  
「一般事業主行動計画」

社会福祉法人  
神奈川やすらぎ会

平成 21 年 7 月 15 日

(行動計画)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成 21 年 8 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの 2 年間
- 2 内容

目標 1 平成 22 年 4 月までに、小学校就学前の子を持つ職員が利用できる事業所内託児施設の設置及び運営。

<対策>

- ・平成 21 年 8 月～ 事業所内託児施設の設置準備
- ・平成 22 年 4 月 事業所内託児施設の設置、職員への周知

目標 2 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- ・平成 21 年 8 月 管理職による育児・介護休業法等諸制度の運用・広報の検討
- ・平成 21 年 8 月～ 職員への諸制度の周知、情報の提供